

令和6年度福岡県看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和6年度福岡県看護補助者処遇改善事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和6年1月11日医政発0111第1号厚生労働省医政局長通知「看護補助者処遇改善事業の実施について」の別紙「看護補助者処遇改善事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）」に基づき実施する事業とする。

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、病院又は病床を有する診療所（以下「有床診療所」という。）であって、令和6年2月1日時点において、別添に掲げる診療報酬のいずれかを算定している施設とする。

2 前項の規定にかかわらず、実施主体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている場合
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている場合
- (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している場合
 - イ 暴力団員が実質的に運営している場合
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している場合
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している場合
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している場合
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合

3 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、令和6年2月から5月までとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次のとおり算定するものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内の額で、知事が決定した額を交付額とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (7) 補助事業者は、この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

(申請手続)

第7条 この補助金の交付の申請は、様式第1号（交付申請書（兼）実績報告書）に関係書類を添えて、知事が別途定める日までに知事に提出するものとする。

(交付決定及び額の確定)

第8条 知事は前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、様式第2号（交付決定通知書（兼）額の確定通知書）を事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

(遂行状況報告等)

第9条 補助事業者は、事業の遂行状況について、知事から要求があったときは、速やかに状況報告を行わなければならない。

- 2 知事は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、実地検査を行うことができる。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助事業者が交付決定後に第4条第2項に該当することが判明した場合又は第6条に定める交付の条件に違反した場合において、既に補助金の全部又は一部を交付しているときは、期限を定めて、この補助金の全部又は一部について県に返還することを命ずるものとする。

(消費税仕入税額控除額の確定に伴う報告)

第11条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合は除く。）は、様式第3号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(その他)

第 12 条 特別の事業により、第 5 条及び第 7 条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 4 日から施行し、令和 6 年度の補助金について適用する。

(別表)

1 基準額	2 対象経費
看護補助者の常勤換算数 1 人当たり 6,990 円 ※常勤換算数については、実施要綱及び「医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱」の別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき算定すること。 ※常勤換算数に 6,990 円を乗じて得た額について、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	実施要綱に基づき補助対象者が直接雇用する看護補助者の賃金改善等に充てた経費（職員基本給、職員諸手当、社会保険料等）

別 添

【病 院】

A101	療養病棟入院基本料
A306	特殊疾患入院医療管理料
A308	回復期リハビリテーション病棟入院料
A309	特殊疾患病棟入院料
A311-2	精神科急性期治療病棟入院料
A312	精神療養病棟入院料
A314	認知症治療病棟入院料
A318	地域移行機能強化病棟入院料
A319	特定機能病院リハビリテーション病棟入院料
A207-3	急性期看護補助体制加算
	25対1 急性期看護補助体制加算（看護補助者5割以上）
	25対1 急性期看護補助体制加算（看護補助者5割未満）
	50対1 急性期看護補助体制加算
	75対1 急性期看護補助体制加算
A211	特殊疾患入院施設管理加算
A214	看護補助加算
	看護補助加算1
	看護補助加算2
	看護補助加算3
A106	障害者施設等入院基本料の「注9」に規定する看護補助加算又は看護補助体制 充実加算
A308-3	地域包括ケア病棟入院料の「注4」に規定する看護補助者配置加算又は看護 補助体制充実加算

【有床診療所】

A109	有床診療所療養病床入院基本料
A108	有床診療所入院基本料の「注6」に規定する看護補助配置加算
	看護補助加算1
	看護補助加算2